

おおい

おしらせ・募集

障害者控除対象者の認定について

介護福祉課 ☎83-8011

障害者手帳を取得していないが、精神または身体に障害があると認められる65歳以上の方について、「障害者又は特別障害者に準ずる者」として認定を行っています。

認定を受けると、平成28年分の所得税・住民税の申告で使用できる「障害者控除対象者認定書」が交付されます。

■ 12月16日(金)までの平日8:30～17:15に介護福祉課へ直接

※ 認定判断のため、主治医意見書の提出や訪問調査をさせていただきます。

児童コミュニティクラブ補助員募集

子育て健康課 ☎83-8011

応募資格 高卒以上

人数 若干名

雇用期間 平成29年1月4日～3月31日

勤務日数 週2～3日程度(シフト制)

勤務時間 13:00～18:00または13:00～18:30

※ 学校が午前終了の場合、下校時刻に併せ時間変更があります。また、長期休暇時などは、1日開所のため午前(7:45～13:00)のシフト有。

勤務場所 「おおい」または「かみおおい」の児童コミュニティクラブ

賃金 時給930円

申込方法 12月15日(木)までの平日8:30～17:15に履歴書、資格を証するものを子育て健康課に持参

選考方法 書類審査と面接

※ 採用の場合、健康診断書を提出

総合相談

町民課 ☎85-5006

■ 毎月17日 10:00～12:00
(土・日・祝日の場合は、翌開庁日)

場 役場 1階 町民相談室

内 人権・行政運営・心配ごとなどについて、総合相談員がお話を伺います。

都市計画原案の説明会

都市整備課 ☎85-5014

町では大井中央地区および末病いやしの里センター(仮称)地区に関連する都市計画の原案をまとめましたので、説明会を開催します。

■ 12月14日(水) 18:30～20:00

場 生涯学習センター 2階 会議室

ファミリー・サポート・センター支援会員募集

子育て健康課 ☎83-8011

町では、子育てのお手伝いをしていただく保育、育児支援会員を募集しています。支援会員研修を受講することで活動資格が得られますので、子育て支援に協力していただける方は、ぜひお申し込みください。

※ 支援会員に登録しない方も受講できます。

研修会日程

回	日時	内容・講師
1	平成29年1月11日(水) 13:30～15:30	・子どもとのあそび 保育士 ・子どもの身体と病気 保健師 ・システムや活動内容の説明 子育てアドバイザー
2	平成29年1月12日(木) 13:30～15:45	・子どもの食事とおやつ 管理栄養士 ・子どもの応急手当と救命措置 小田原市消防

場 保健福祉センター 2階 第1・2会議室 **持** 筆記用具

対 町内在住で研修を2回とも受けることができる方 **■** 平成29年1月6日(金)までに子育て健康課に直接か電話で

※ 支援会員に登録しない方は、日時を **※** 託児を希望する方は、申し込み時に予約してください。(定員あり)

ファミリー・サポート・センターのシステム

ファミリー・サポート・センター ☎82-6046

ファミリー・サポート・センター

センター、依頼会員、支援会員の事前打ち合わせの後、支援活動を行います。
※ 支援活動中に不慮の事故にあった場合は、町が負担する補償保険が適用されます。

支援依頼の
申し込み

支援活動の紹介

お手伝いしてほしい方
(依頼会員)

お手伝いしたい方
(支援会員)

町内在住・在勤で、3か月以上の乳児から小学4年生までのお子さんのいる方

入会は無料で、随時受付けています。(平成29年4月からは小学5年生までに拡大します)

支援活動

町内在住で、小さなお子さんの保育、育児に理解と熱意のある健康な方

入会に際しては、町が行う研修を受講していただきます。

活動後の利用
料金の支払い

日 日時/日程 **期** 期間 **場** 場所 **対** 対象/資格 **定** 定員/定数 **内** 内容/コース **講** 講師

費 費用(記載がないものは無料) **持** 持ち物 **主** 主催 **申** 申し込み **問** 問い合わせ先 **示** ホームページ

おしらせ・募集

家屋の取壊し、未登記家屋を売却・相続された方へ

税務課 ☎85-5008

家屋に対する固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。平成28年中に家屋の取壊しをされた方は、「家屋取壊し届出書」を提出してください。

また、未登記家屋の所有権を売却や相続などで移転された方は、「未登記家屋の所有者変更届出書」を提出してください。

これらの届書の提出がない場合、取壊し済みの家屋や旧所有者に対して課税されてしまいます。届書の提出の際は、印鑑を持参してください。

なお、滅失の登記、所有権移転の登記をすでにされた方は、これらの届書を提出する必要はありません。詳細は、税務課にお問い合わせください。

農産物品評会への出品のお願い

地域振興課 ☎85-5013

平成29年1月15日(日)に行われる産業まつりに合わせ、農産物品評会を実施しますので、多くの農産物の出品をお願いします。なお、出品物は、町内産の野菜、果実、加工品(野菜、果実を利用したもの)に限ります。

出品のご希望については、生産組合員の方は生産組合長に、それ以外の方は、12月15日(木)までに地域振興課にご連絡ください。

大井町ふれあいスキー

生涯学習課 ☎83-5409

スキーを通して、子どもたちと指導者がふれあうことを目的に開催します。児童生徒、スキーを教えていただける指導者の方を募集します。

日 平成29年3月4日(土)～5日(日) 1泊2日

場 長野県乗鞍高原温泉スキー場

対 町内在住の小学5年生～中学3年生、町内在住でスキーを教えらる一般指導者

定 70人(先着順)

費 子ども19,000円、指導者21,000円
※ 交通費、リフト代、保険料、宿泊費込み(レンタル代は別途)

主 町青少年指導員協議会

申 12月14日(水)～平成29年1月6日(金)に申込書と予約金10,000円を生涯学習課に持参

※ 12月29日(木)～1月3日(火)を除く

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

税務課 ☎85-5008

次の要件をそなえた住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます。

家屋要件

- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ・平成30年3月31日までに新築された住宅
- ・人の居住のための部分の面積が家屋の2分の1以上のもの
- ・住宅部分の床面積が50㎡(1戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下

減額期間

住宅の種別	減額期間
一般の長期優良住宅	新築後5年度分
3階建て以上の耐火・準耐火住宅	新築後7年度分

減額範囲 1戸当たり、住宅部分床面積120㎡まで

減額される額 対象家屋の固定資産税の2分の1

申請 新築された年の翌年1月31日までに、次の書類を税務課に提出してください。

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申請書
- ・長期優良住宅の認定通知書などの写し

※ 必要書類など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

既存住宅の各改修工事に伴う固定資産税の減額措置

税務課 ☎85-5008

◇耐震改修工事

平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、完了した時期に応じて翌年度分から一定期間、固定資産税が120㎡分まで2分の1減額されます。

減額要件 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、工事費用が50万円超であること

減額期間 平成25年1月1日～平成30年3月31日までに完了した、または完了する工事→1年度分

手続方法 改修後3か月以内に、現行の耐震基準に適した証明書と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇省エネ改修工事

平成30年3月31日までに、一定の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合、完了した年の翌年度分の固定資産税が120㎡分まで3分の1減額されます。

減額要件 ・平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く)
・工事費用(補助金などを除く)が50万円超であること
・窓の改修(必須)、床、天井、壁の断熱など(窓と壁は外気と接する部分に限ります)

手続方法 改修後3か月以内に、省エネ基準に適合した工事であることの証明書と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇バリアフリー改修工事

平成30年3月31日までに、次の要件を満たす改修工事を行った場合、完了した年の翌年度分の固定資産税が100㎡分まで3分の1減額されます。

減額要件 ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)
・65歳以上の方や、要介護、要支援認定を受けた方、障がいのある方が居住していること
・工事費用(補助金などを除く)が50万円超であること
・廊下の拡張、階段の傾き緩和、浴室改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

手続方法 改修後3か月以内に、領収書、工事明細書、写真、対象者であることを確認できる書類などを用意し、税務課に申告してください。

※ 必要書類など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

日 日時/日程 **期** 期間 **場** 場所 **対** 対象/資格 **定** 定員/定数 **内** 内容/コース **講** 講師

固定資産(償却資産)の申告を忘れずに!

税務課 ☎ 85-5008

固定資産税というと、土地や家屋の印象が強いですが、機械・備品などの償却資産も課税対象のひとつです。土地・家屋とは異なり、償却資産は所有者の方が町へ申告する必要があります。

◇固定資産税が課税される償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

◇償却資産の申告について

大井町内に償却資産を所有している方は、平成29年1月1日現在の資産状況を平成29年1月31日までに申告してください。申告が遅れると、納税通知書の到着が遅れるなどの不都合が生じます。必ず期限内に申告を済ませてください。※ 申告すべき償却資産が全くない事業者の方は、申告の必要はありません。

◇マイナンバーの記入を忘れずに!

平成28年度申告分より、申告書に個人番号(マイナンバー)または法人番号の記入が必要となりました。償却資産申告書の所定の箇所に記入をお願いします。

◇町内で事業を営んでいる個人・法人の方は税務署・町役場、両方への申告が必要です。

【償却資産の1例】

屋外給排水設備、外構工事、駐車場舗装、エアコン、パソコン、テナント資産、医療機器など減価償却費に含まれるもの(建物本体、自動車など除く)

【税務署への提出書類】

・個人 所得税青色申告決算書
(一般用・不動産所得用)

・法人 事業年度分の確定申告書

申告期限 平成29年2月中旬～3月中旬

【町役場への提出書類】

固定資産税償却資産申告書

申告期限 平成29年1月31日

「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました

県保健福祉局福祉部障害福祉課

☎ 045-210-4703

「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件が二度と繰り返されることがないように、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現に向けて、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

☎ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f535096/>

※ 県ホームページで黒岩知事がメッセージを発信していますので、ご覧ください。

農地を借りたい・貸したい方

(公社)神奈川県農業公社

☎ 045-651-1703 [FAX] 045-651-1760

[mail] jimukyoku@k-nk.or.jp

農地の規模を拡大したい方や農業経営に新規参入しようとする方に農地を貸します。また、農地を貸したい方も募集しています。

【募集期間】

農地を借りたい方: 12月15日(木)～平成29年1月31日(火)

農地を貸したい方: 随時(期限なし)

☎ <http://www.k-nk.or.jp/>

多重債務・金融詐欺の相談窓口

横浜財務事務所理財課

☎ 045-285-0981

借金の返済や不当な投資勧誘に困っていませんか? 横浜財務事務所では、無料の相談窓口を開設していますので、まずはご相談ください。

☎ 横浜財務事務所

多重債務相談窓口 045-633-2335

金融詐欺相談窓口 045-285-0981

イベント・講座

おおいゆめの里自然観察会 「冬の生きものさがし」



生涯学習課 ☎ 83-5409

おおいゆめの里で冬越ししている動植物をさがし、簡単な新聞をつくってみましょう。

☎ 12月17日(土) 9:00～11:30

☎ 場所 おおいゆめの里、農業体験施設「四季の里」(集合・解散 四季の里)

☎ 対象 小学3年生以上(大人の方も歓迎)

☎ 定員 20人(先着順)

☎ 持ち物 筆記用具(メモ帳、鉛筆、色鉛筆)、タオル、雨具、防寒具、飲み物、虫めがね・双眼鏡(持っている人)

※ 虫めがね、双眼鏡は当日貸し出しできます。

☎ 申込 12月13日(火)までに直接か電話で

スポーツ

ニュースポーツ講習会

生涯学習課 ☎ 85-5016

☎ 12月16日(金) 19:30～21:30

☎ 場所 総合体育館

☎ 内容 スポーツ吹矢、バードフォローなど

☎ 持ち物 体育館シューズ

※ 予約不要

トレーニングルーム講習会

総合体育館 ☎ 82-9799

☎ 12月24日(土) 15:00～16:30

☎ 場所 総合体育館

☎ 対象 義務教育期間を終了した方

☎ 定員 30人

☎ 持ち物 体育館シューズ

☎ 申込 12月2日(金)～23日(金・祝)までに予約

小中学生総合体育館開放日

総合体育館 ☎ 82-9799

日時	開放場所(種目)
12月3日(土) 9:00～16:00	多目的室(卓球4台)
12月10日(土) 13:00～16:00	体育室(バドミントン4面) 多目的室(卓球4台)

体育館シューズと用具(小中学生貸出可)は持参

生涯学習センター・体育館休館日

12月26日(月)

健康・福祉・子育て

◆詳細は大井町生活カレンダーをご覧ください。

子育て健康課 ☎ 83-8011

赤ちゃん健康相談

日 12月8日(木)、22日(木)
受付9:30～10:30

対 0～4歳児
※8日(木)は助産師による母乳相談が受けられます。

3歳児健診

日 12月9日(金) 受付13:00～13:15
対 平成25年10月生まれ

3か月児健診

日 12月13日(火) 受付13:00～13:15
対 平成28年8月生まれ

1歳児育児教室

日 12月15日(木) 受付9:30～9:45
対 平成27年11、12月生まれ

のびっこくらぶ

日 12月16日(金) うさぎ・りす合同
(H25.4.2～H27.4.1生まれ)
受付9:50～10:00
場 保健福祉センター 2階 おもちゃ館
内 クリスマス会「サンタがやってくる!内緒!」
持 飲み物

エンジョイ!マタニティ 予約制

日 12月19日(月) 受付13:00～13:15
場 保健福祉センター 2階 おもちゃ館
対 妊婦とその夫
内 赤ちゃんのお風呂、なるほどやれそう!楽しい育児、胎児体感プログラム
持 母子健康手帳、筆記用具
申 電話で

介護福祉課 ☎ 83-8011

身体障がい者巡回更生相談 予約制

日 12月12日(月) 13:00～14:00
場 小田原市保健センター
対 身体障害者手帳(肢体不自由)をお持ちの方
内 補装具の処方ならびに適合判定
申 電話で

お悔やみ申し上げます

(10月26日～11月10日届出分)
3件/届出10件

氏名	年齢	自治会
西山 フミ	90	根岸下
橋本 心治	64	馬場
香川 浩	91	中屋敷

(敬称略)

※ご遺族に掲載の希望を伺っています。

障がいのある方やご家族の相談

日 12月13日(火) 14:00～16:00
場 保健福祉センター 2階 第3会議室
内 生活上の悩みや困っていることなどの相談を自立サポートセンタースマイルの相談支援専門員がお受けします。

ごみの減量 大作戦!

ルールを守りましょう!

生活環境課 ☎ 85-5010

ごみ出しには決まったルールがあります。しかし、「分別がされていない」、「燃やすごみが町指定のごみ袋に入っていない」、「ロープやレジャーシートが30cm程度に切断されていない」などルールが守られていないごみが大変多く見受けられます。

また、リサイクル方法が決まっている「テレビ」、大型の粗大ごみである「タンス」などをごみ置き場に出す悪質なものもあり、住民の方がたいへん困っています。

ごみ出しのルールを守り、きれいな住みよい町を目指しましょう。



お～い! 元気会 12月6日～12月20日 参加費 300円 ☆60歳以上の方なら どなたでも参加できま す。(予約不要) 介護福祉課 ☎ 83-8011 そうわ会館送迎 12:50 下山田自治会館 13:00 篠窪自治会館 13:10 高尾多目的集会所	会 場	日 時		内 容
	金手自治会館	12月6日(火)	9:30～11:30	
ふれあい館	13:30～15:30			
河原自治会館	12月8日(木)	9:30～11:30		
そうわ会館		13:30～15:30		
西大井自治会館	12月9日(金)	9:30～11:30		
市場自治会館		13:30～15:30		
根岸上自治会館	12月13日(火)	9:30～11:30		
赤田自治会館		13:30～15:30		
根岸下自治会館	12月15日(木)	9:30～11:30		
柳多目的集会所		13:30～15:30		
新宿自治会館	12月16日(金)	9:30～11:30	唄って踊って健康に!カラオケ健康 体操!	
上大井自治会館		13:30～15:30		
金手自治会館	12月20日(火)	9:30～11:30		
ふれあい館		13:30～15:30		